

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を一部支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C事業所に所属し、客室乗務員として就労していた。
- 2 請求人は、D便に乗務し、平成〇年〇月〇日、滞在先ホテルのバスルームで転倒し、その際、左肩、右額を強打した。請求人は、帰国後、同月〇日、E整形外科に受診し「左上腕骨頸部骨折、左肩関節拘縮」と診断され、同年〇月〇日、F病院に受診し「左上腕骨近位端骨折、左肩関節拘縮」と診断され、同年〇月〇日、G病院に受診し「左肩インピンジメント症候群」と診断された。
- 3 請求人は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの休業補償給付を請求したところ、監督署長は入院日及び通院日のみ休業補償給付の対象として支給する旨の処分をした（以下「本件処分」という。）。本件は、請求人が、本件処分の一部不支給部分を不服として、同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)

## 2 原処分庁

(略)

## 第4 争 点

請求人の休業補償給付の請求に対し、一部を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

- (1) 労災保険法における休業補償給付は、医師から安静を命じられた場合や医師から就労を禁止又は制限された場合等、医師が治療上の目的から必要な諸般の指示をなし、その指示に従うことによって療養のため労働することができない場合に支給されるものであり、「療養のため労働することができない」とは、決定書理由に説示するとおり、必ずしも負傷前と同一の労働ができないというものではなく、一般的に働くことができない場合をいうものと解される。
- (2) そこで、請求人の就労の可能性について担当医師の意見等をみると、次のとおりである。

F病院H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、平成〇年〇月〇日までの休業の必要性については、「左肩関節の疼痛及び運動制限のため休業を要したと判断します。」と述べている。さらに、同病院の診療録をみると、平成〇年〇月〇日の記録に「仕事には支障のない範囲と思われるが本人の感覚次第な部分あり」、「就労可能と思われる」との記載があり、H医師は上記意見書において、平成〇年〇月〇日以降は請求人が就労可能であった旨を述べている。

その後、請求人は、産業医の助言を得て、G病院に転医したことが認められ、同病院のI医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、休業の必要性については、デスクワークのみなら十分可能と述べている。

- (3) 一方、請求人は、客室乗務職として会社と職種限定の労働契約を結んでいる

ことから、客室乗務職以外の業務で復職することを会社が拒否しているとして、客室乗務職以外の軽作業で働くことはできない旨主張している。

請求人の肩の状態について、I 医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、肩を拳上する肢位をとる業種は現在でも困難であると述べていることから、同手術から2年が経過した平成〇年〇月時点においても、請求人は、肩を拳上する作業を伴う客室乗務職への就労は困難であったものと推認し得る。

(4) しかしながら、労災保険法第14条に基づく休業補償給付は、請求人の個別事情を考慮して決定されるものではなく、また、同条にいう「療養のため労働することができない」とは、必ずしも負傷前と同一の労働への復職が可能な状態になるまでをいうのではなく、一般的に働くことができない場合をいうものであるから、医学的見解としてデスクワークは可能な状態であるとされている以上、請求人に休業の必要性を認めることはできない。

(5) よって、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の請求人の休業については、入院日及び通院日以外の日を除いて、療養のため労働をすることができなかつたとは認められないものと判断する。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であつて、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。